

民医連中四国地協SW交流集会在開催されました！

10月11日から12日にかけて高知で、民医連中四国地協のSW交流集会在開催され、香川からは5名が参加しました。

初日の記念講演では愛媛大学法文学部鈴木静准教授による「社会保障制度改革と人権保障～生活保護法改正議論に着目して～」という講演を聞きました。

医療扶助から生活保護を考える内容で、「医療従事者、福祉従事者のなかにこそ『生活保護バッシング』があるのでは？」という問いかけがあり、医療従事者には医療と患者・住民の暮らしを問う視点を深く持つ必要性があることを強く訴えられていました。

講演では、「現状の生活保護制度において生活保護利用者の9割が医療扶助を受けていることから、医療扶助は大きな役割を果たしている。これは生活困窮のみでは生活保護は申請しにくい現状が推測されると同時に、今回の改正では見送られたものの政府は医療扶助削減の取組みをすすめていくことが予測される。これに対し、生活保護基準には「ミニマム（最低限度）」と「オプティマム（最適基準）」の両方が求められるものであり、その視点から今後も取組みを強めなければならない」「朝日訴訟以後の生活保護裁判の歴史の中で、基準訴訟は苦戦を強いられている反面、申請権などの個別の違法性を問う個別訴訟は近年ほぼ原告勝訴という傾向である。これはつまり裁判所の



判断は行政運用の違法性を是正する傾向である。この現状に国は今回の生活保護改正によって申請抑制を合法的にしようと動いたのだらうと考えられる。今後の生存権裁判や基準引き下げ裁判についても裁判を支える団体・個人、専門家の存在が重要である」「生活保護受給者が置かれている現状を前面に出すためにも家計実態調査が必要であり、それができるのはSWではないか」と言ったお話しがありました。

2日間を通して、SWが専門職として、ただの制度紹介係や退院調整係にならないためにも、何が求められているかということを改めて考えさせられる交流集会となりました。

(高松平和病院連携相談室 服部啓吾)

リレー



投稿

いつでも憲法

県連理事に続いて各事業所の管理者・職場長のみなさんに、憲法に対する想いをリレーで投稿してもらいます。

私も私の両親も直接戦争の経験はありません。亡くなった父方の祖母も多くを語らない人だったので戦中の話はしたことがありませんでした。亡くなってから実は祖母が広島県出身で、嫁いできていたために原爆投下の被害を免れたこと、祖父との別離、女手ひとつで3人の子供を育ててきたこと、本当はもう一人父には兄弟がいたけれど亡くなっていたことなどを聞き驚いたことを覚えています。祖母にとって戦中戦後のことは、できるなら思い出したくない記憶だったので、話したくなかったのだと思います。

学生時代、第二次世界大戦では日本だけでなく世界中で数千万人規模（諸説ありますが）の犠牲者が出て、その反省も踏まえて日本国憲法が制定されたこと、9条があることを学びました。それ以上のことは記憶がないのですが、いろいろな学習会をつうじて憲法前文で『日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。（後略）』とこの憲法ができた理由が述べられていること、第2章 戦争の放棄で『第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。』と定められていることを知りました。

7月1日に安倍内閣は『集団的自衛権容認』の閣議決定を強行しましたが、同盟国が攻撃されれば自衛隊を戦地に派遣し、武力行使も行うようになる内容で憲法に反するものです。閣議決定はされましたが、憲法の問題や自衛隊法など10数本の法律の変更をしないと自衛隊は動かせないなど、まだ、廃案にできる可能性はあります。元自衛隊員やミュージシャン、党派を超えた政治家などいろんな立場の人がたくさん反対の声をあげています。自分もできることから声をあげていきたいなと思います。

高松協同病院リハケア部副部長 木村琴